平成２４年（フ）第６４１号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘５棟714号
債務者　清藤あゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８４号
兵庫県三田市高次２丁目３番13号
債務者　米村　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６９号
神戸市中央区熊内町５丁目３番23号　メゾン熊内Ｖ201号
債務者　土屋満里子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８号
熊本県玉名市伊倉北方1036番地
債務者　益田　宏二
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３３号
熊本県荒尾市下井手1475番地２
債務者　原田真由美（旧姓高地）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７８４号
名古屋市港区正徳町６丁目32番地　鬼頭正徳ビル501号
債務者　黒田　哲也
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４４号
青森市柳川１丁目３番27―802号
債務者　宿野部康江
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目３番６号　小林荘202
債務者　井上　幸男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市三春町５丁目96番地　石渡荘
債務者　室井　茂夫
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６４４号
住民票上の住所愛知県半田市瑞穂町３丁目１番地の33
債務者　ミヤギ　セフィーラ　サカモトこと　阪本寿美恵
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６９号
神奈川県大和市大和東３丁目２番７号　ＹＳＢ大和301
債務者　志水ルシオこと　パレデス　シミズ　ルシオ　エラクリオ（外国人登録原票記載事項証明書上の氏名ＰＡＲＥＤＥＳ　ＳＨＩＭＩＺＵ　ＬＵＣＩＯ　ＨＥＲＡＣＬＩＯ）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９２号
横浜市保土ケ谷区川島町1472番地　西原アパート２棟304号
債務者　星　　秀人
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４９号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目２番１号　ハイマール壱番館201号
債務者　安藤　美幸（旧姓藤原・河合）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６０号
横浜市戸塚区品濃町１番地１　シャトレー戸塚ガーデン603号
債務者　渡辺　吉衛
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６７号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地44棟206号
債務者　峯岸　潮子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３６号
横浜市中区宮川町３丁目68番地１　ライオンズマンション野毛山公園702号室
債務者　木村正次郎
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６７号
横浜市保土ケ谷区西久保町143番地14
債務者　三藤真奈美（旧姓中小路）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部